

黒部市財政運営指針

(平成 27 年度～平成 31 年度)

平成27年2月

黒部市行政改革推進本部

〈目次〉

第1	指針策定の考え方	…	1
1-1	指針策定の背景	…	1
1-2	指針策定の目的	…	1
1-3	計画の位置付け	…	3
第2	本市の財政状況	…	4
2-1	歳出(支出)の推移	…	4
2-2	歳入(収入)の推移	…	5
2-3	基金残高の推移	…	6
2-4	市債借入残高の推移	…	8
2-5	実質公債費比率の推移	…	9
第3	今後の財政見通し	…	10
3-1	財政見通しの作成について	…	10
3-2	財政見通し(一般財源ベース)	…	11
第4	財政運営指針とその取組	…	12
4-1	指針の3つの柱	…	12
4-2	各取組事項	…	13

第1 指針策定の考え方

1-1 指針策定の背景

全国的な傾向として、生産年齢人口の減少や景気低迷による企業業績の悪化等を背景に、歳入の根幹である市税収入は、減少が続く一方で、少子高齢社会の進展等による社会保障関係経費の増加が続いており、自治体の財政構造は弾力性を失い、硬直化が進行しています。

本市では、これまでも、合併直後の平成18年12月に「黒部市行政改革大綱」を定め、職員数の適正化による人件費の抑制、組織機構の見直し、民間委託への積極的取組など、様々な手法により経費削減や市政運営の効率化に取り組んでまいりました。

しかし、本格的な人口減少社会が到来し、行政需要の拡大や地域経済の縮小等により予想される財源不足や、大型事業の実施に伴い発生する公債費や維持管理経費といった将来への財政負担への対応といった本市が取り組むべき多くの課題が残る中、平成28年度から地方交付税の合併特例措置が段階的に縮減され、本市の財政状況はかなり厳しくなっていくことが予想されます。

1-2 指針策定の目的

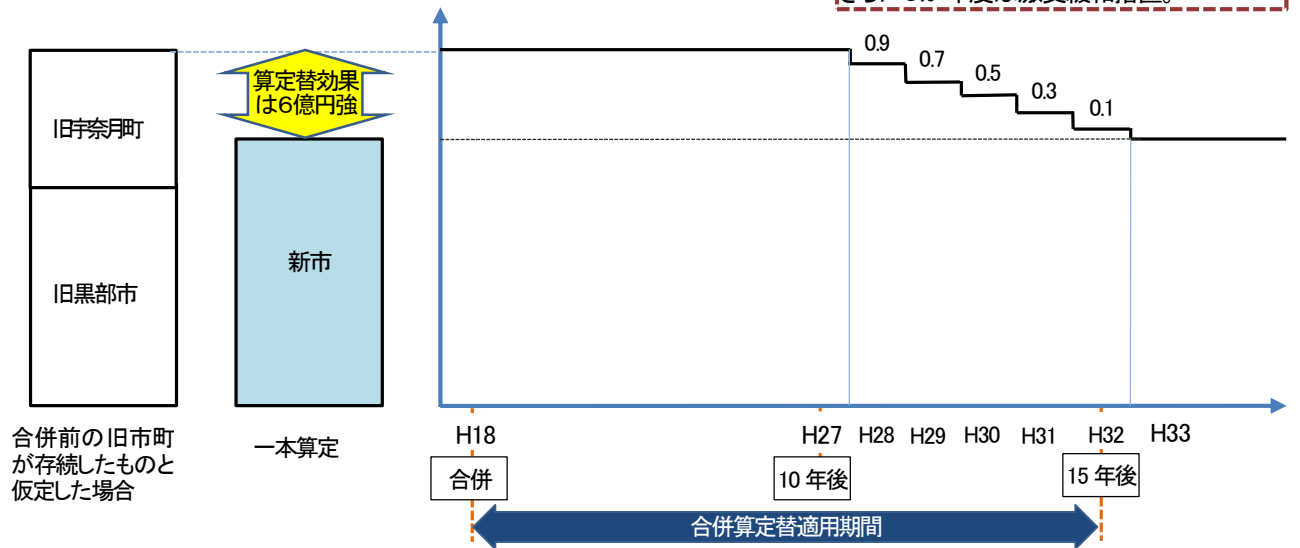
このような財政状況の見通しの下、これまでのように幅広い行政サービスを維持していくことは非常に困難な状況となっております。抜本的な行財政改革としては、歳入の増加を図るか、歳出を削減するかの大きく分けて二通りの手法があるうち、国の実体経済は緩やかな景気回復の兆しを見せていますが、地方において実感するにはほど遠く、飛躍的に歳入を伸ばすことは困難であり、必然的に歳出を削減する策に重点的に取り組むこととなります。そして、これまで幅広く提供してきた行政サービスの「選択と集中」を行うことにより、歳出の削減に本格的に取り組んでいかなければなりません。

ただ、将来にわたって本市が活力を維持していくためには、これまでも取り組んできた行財政改革による財政健全化だけでなく、本市が抱えている人口減少の抑制や、雇用や税収を生む地域経済の活性化、社会保障費の抑制、公共施設の更新時期の集中といった喫緊の課題の解決に向けて、財源を確保し、必要な投資を着実に行うことが必要です。

この「財政運営指針」は、今後、さらに厳しい財政状況が予想される中、本市の地方交付税の特例措置終了後までの財政運営の方向性を示すために、財政規律の堅持と本市の発展のための投資のバランスを図り、中長期の財政見通しに基づき必要な財源を確保して、持続可能な財政運営を計画的に行うための方向性や取組みの目標を定めるものとして策定いたしました。

交付税の合併算定替とは

(1) 普通交付税の合併算定替



市町村合併が行われた場合、普通交付税は、スケールメリットにより、人件費や内部管理経費などの諸経費の節減が可能となり、実際の需要額は減少していくものと考えられますが、経費の節減は合併後直ちにできるものばかりでないことから、普通交付税の算定について、特例措置が設けられています。これが「合併算定替」と言われるもので、合併後10か年度間は、合併前の旧の市町が存続するものとみなして算定した普通交付税の額を保障し、その後5か年度間は、交付税の増加額を段階的に縮減していくこととされています。

普通交付税を、合併後の新市の状態で算定する「一本算定」と、旧市町ごとに算定し合算する「合併算定替」を比較した場合、特例期間後の平成33年度で、約6億円強の一般財源が減額すると試算されています。

(2) 合併算定替終了後の算定に関して

平成26年4月に、国においては、市町村合併した団体の実情に鑑み、合併算定替終了後の新たな財源支援措置を平成26年度以降5年程度の期間で見直しを行うこととし、「支所に要する経費の算定」については、平成26年度から3か年をかけて先行的に実施することとなります。

今後、算定方法がより具体的に示されますが、一本算定による減額の影響は当初の試算より2億円程度縮小する見通しです。

1-3 計画の位置付け

従来の本計画の本旨

- ・本計画は、「黒部市総合振興計画」の実現に向けて、計画的で健全な財政運営を推進するために具体的な取組方針を示す。
- ・本計画は、黒部市行政改革大綱並びに大綱に基づくアクションプランの取組みを補強するものとして、「職員適正化計画」等4つの個別計画を策定しており、その中の1つの「財政健全化プラン」として、財政健全化に向けた取組指針を示す。



今回の本計画の本旨

- 今回の本計画の意義は次の2つの側面を兼ね備えたものとなっています。
- ・従来からの主要な行革プランとしての「財政健全化プラン」の第3次行革推進期間の行革個別計画としての意義。
 - ・合併特例措置終了後の財政運営を見据え、持続可能な財政運営を中長期視点で確保するため、本市の財政運営の方向性を掲げる財政運営指針としての意義。

(1) 計画の対象

本計画の対象は、一般会計をベースとします。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

(3) 計画の見直し

本計画は、地方交付税の合併算定替の終了に伴う地方交付税の段階的縮減への対応等、現行制度の基準に基づき作成したものでありますが、今後、新たな制度等の変更があり、少なからぬ影響があると判断される場合には、必要に応じてこの計画を見直していくものとします。

第2 本市の財政状況

2-1 歳出（支出）の推移 ～投資的経費の増加～

本市の歳出決算額は、公共事業などの投資的経費で増減があるものの、平成18年度以降、およそ200億円～220億円の前後の規模で推移しています。しかし、その使い道(性質別)を比べると大きな違いが表れています。

平成18年度と平成25年度の歳出決算額の構成比を比べると、増加しているのは、投資的経費(16.9%→22.5%)、扶助費(7.9%→11.5%)です。

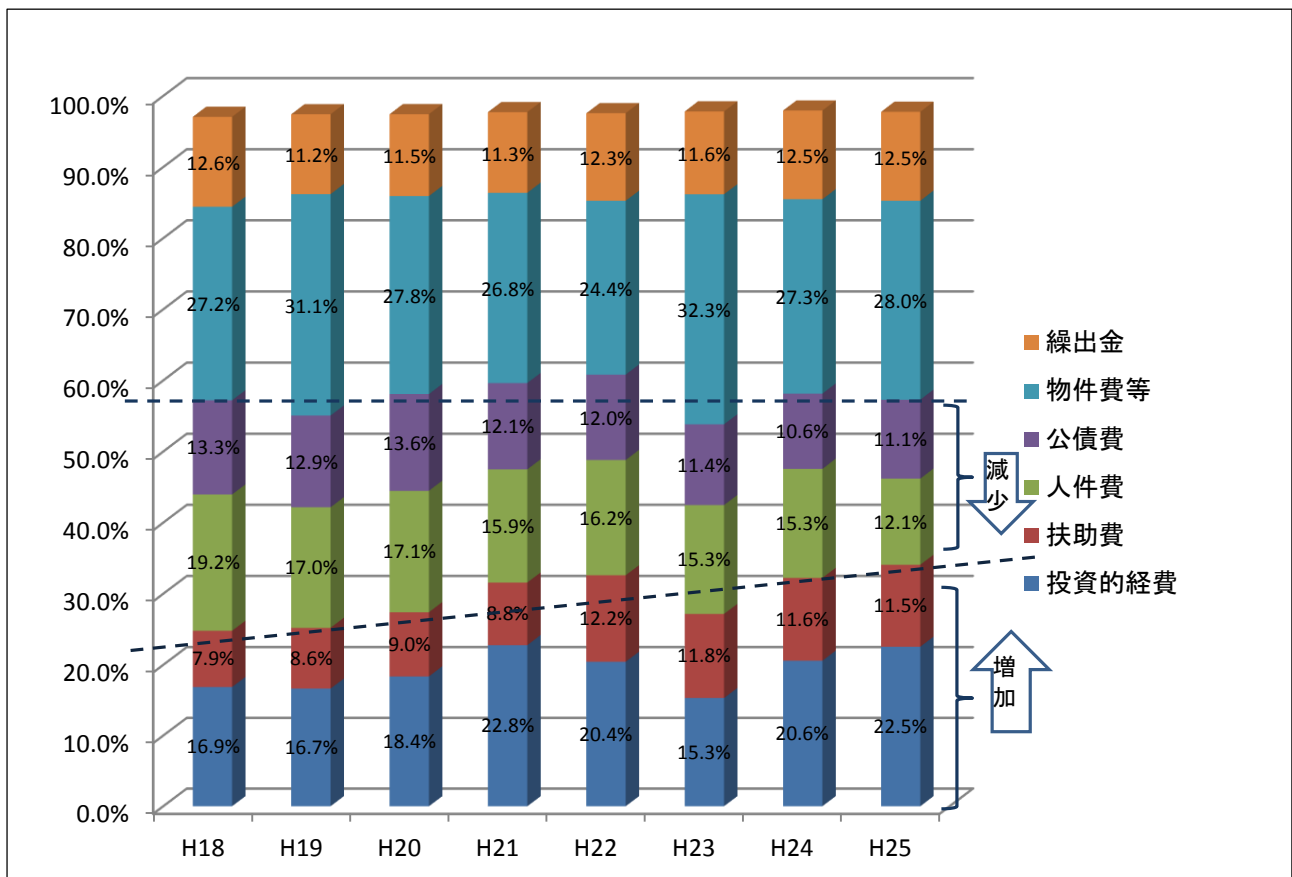
投資的経費の増加は、北陸新幹線新駅周辺事業や新庁舎建設事業、消防庁舎建設事業など大型建設事業の整備を進めてきたことが主な理由です。

また、扶助費の増加は、H22年度から児童手当(こども手当)の受給対象者・受給額の拡大によることが大きな理由です。

一方、本市の合併以降で減少しているのは、人件費(19.2%→12.1%)、公債費(13.3%→11.1%)です。人件費の減少は、定員適正化計画に基づいて職員数の削減を行ったこと、及び、H25年度以降では、消防職員の広域化による物件費への移行が大きな要因です。

公債費の減少は、H20年度～21年度に公的資金補償金免除繰上償還を行ったこと、及び、H6年度～11年度にかけて建設した大型事業に係る公債費のピークを終えたこと等が要因です。

図 性質別歳出決算額構成比の推移



2-2 歳入（収入）の推移 ～大型事業の財源として特定財源（補助金・市債）が増加～

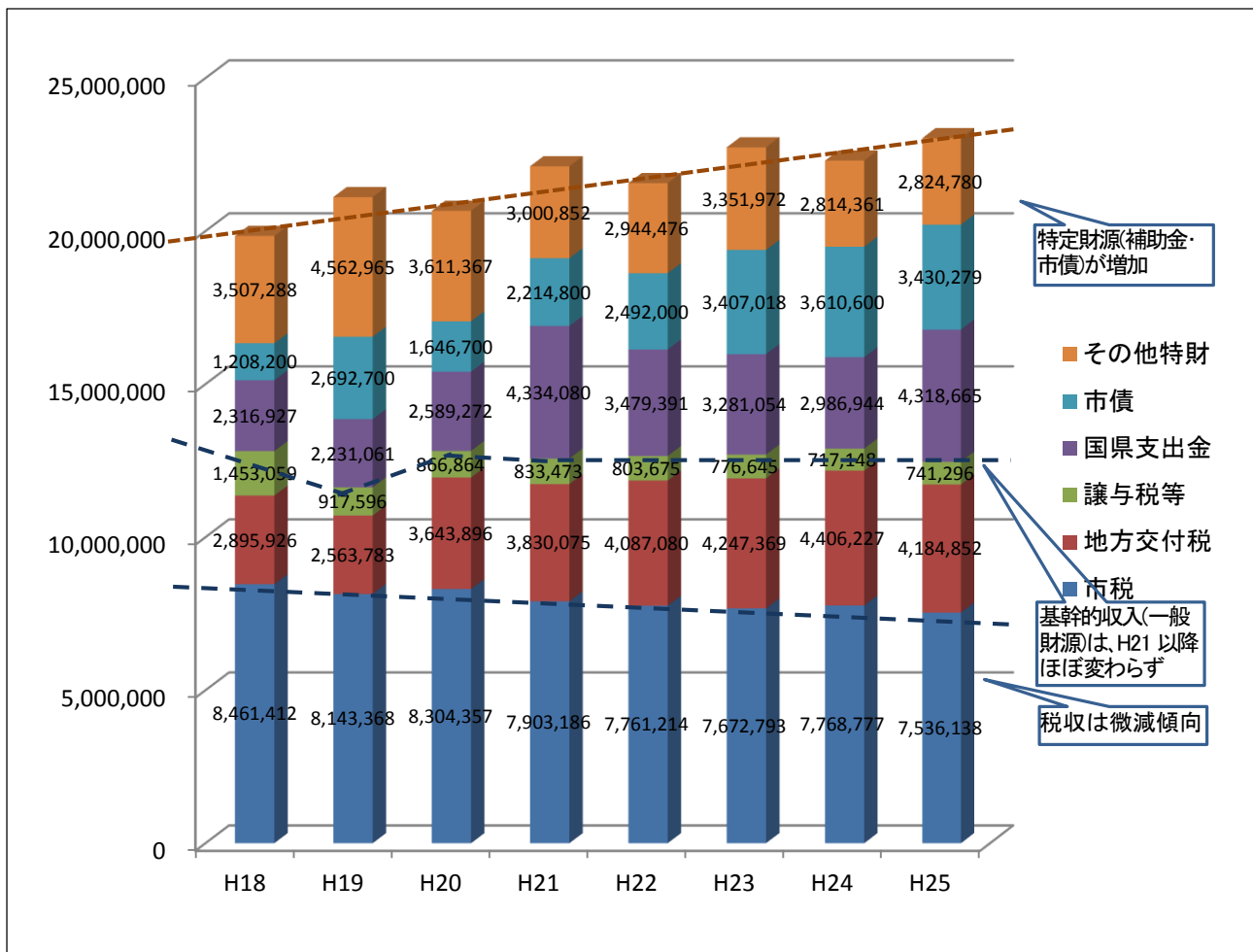
市の歳入には、例えば市税のように、市がその使い道を自由に決められる歳入と、建設事業の実施に伴って収入される国・県補助金や市債のように、使い道が限定されている歳入があり、前者の収入割合が高いほど、自由度の高い、弾力性のある財政運営を行うことができます。

この資料では、使い道の自由な歳入の大部分である「市税」、「地方交付税」、「譲与税等」の一般財源を基幹的な収入としていますが、H21年度以降は、ほぼ変わらない額となっています。

基幹的な収入の最も根幹となる「市税」は、年々徐々に減少している傾向となっております。この市税に交付税、譲与税等を加えた基幹的な収入（一般財源）では、H21年度以降は、ほぼ125億円から128億円前後で推移しており、安定的に収入されております。

先に、歳出の推移で見たように、この期間では、大型建設事業の整備を進めておりますが、それらの財源となる補助金や市債が増加しております。

図 歳入決算額の推移



2-3 基金残高の推移

前述のとおり、歳出では社会保障費が増加し、一方で市税などの基幹的な歳入が減少している中、本市では、その会計年度中に収支の不足が生じた場合、その不足分を財政調整基金などの貯金を取り崩すなどの財源調整により補っています。

(1) 財政調整基金等残高の推移

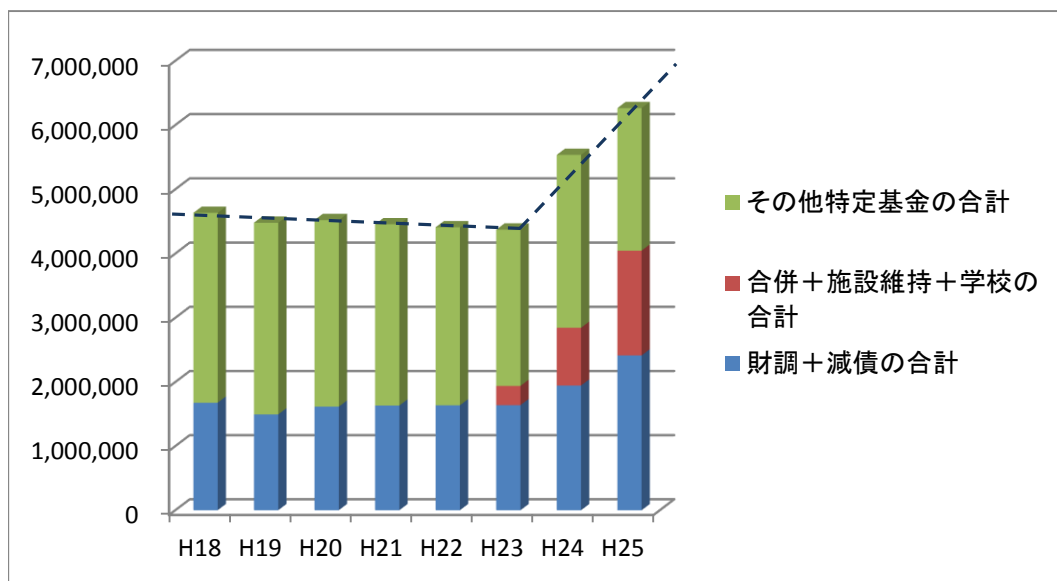
「財政調整基金」は、その年の収入が減少した場合や、一時期に多額の経費がかかる場合などの不測の事態に備えて積み立てている貯金です。

「減債基金」は、市債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる貯金です。

この2つの基金は、安定的な財政運営を維持するために、財源調整機能を有する基金であり、H28年度以降の交付税特例措置縮減を見据え、H24年度から、着実に積み増しを行っております。

表・図 一般会計基金残高の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
財政調整基金	1,365,973	1,382,679	1,502,376	1,519,000	1,522,252	1,525,500	1,730,344	1,930,365
減債基金	310,751	111,964	112,891	113,469	113,593	113,661	214,110	484,668
財調+減債の計	1,676,724	1,494,643	1,615,267	1,632,469	1,635,845	1,639,161	1,944,454	2,415,033
合併地域振興基金	0	0	0	0	0	0	500,000	1,000,424
公共施設維持基金	0	0	0	0	0	0	0	128,000
学校建設基金	0	0	0	0	0	300,114	400,775	501,399
財源涵養基金の計	0	0	0	0	0	300,114	900,775	1,629,823
その他の基金	2,956,873	2,985,125	2,905,685	2,823,246	2,773,153	2,433,800	2,690,727	2,219,687
基金現在高	4,633,597	4,479,768	4,520,952	4,455,715	4,408,998	4,373,075	5,535,956	6,264,543



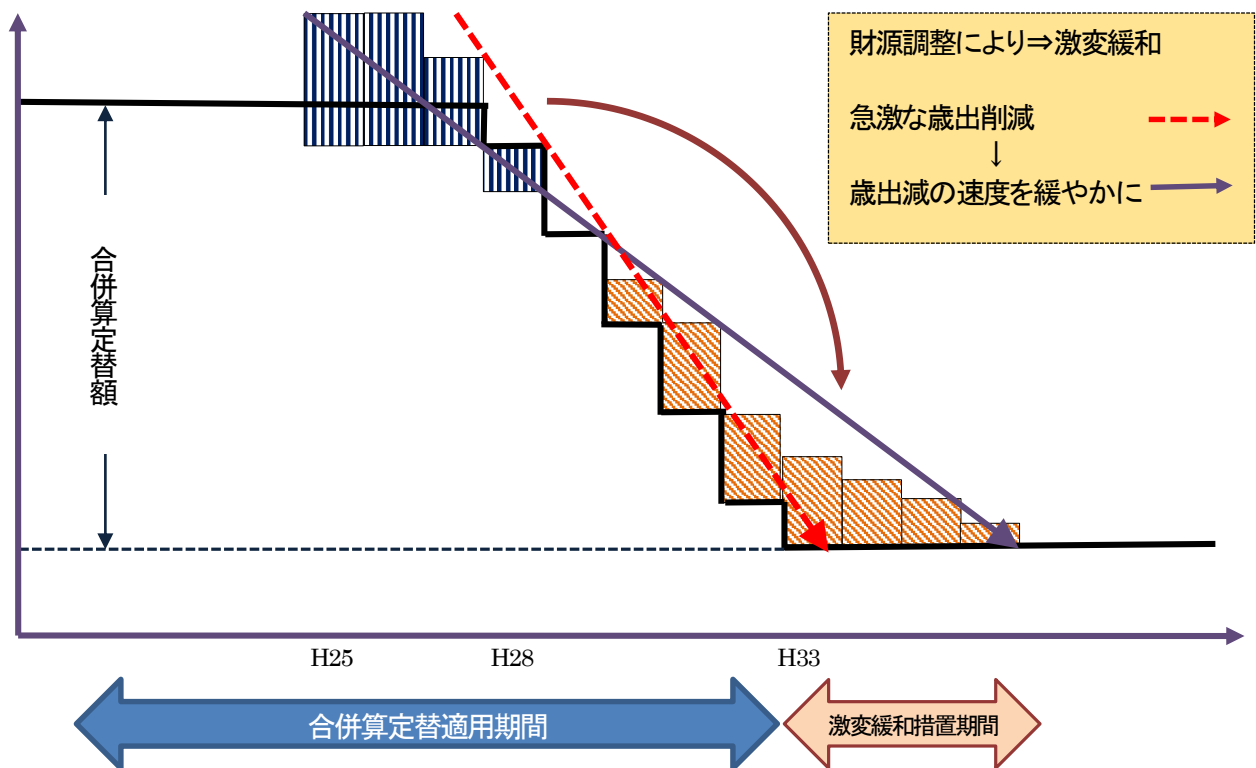
(2) 財源涵養を図るための基金の創設

また、財調基金と減債基金の他にも、財源調整機能を有する基金として、H24年度から26年度の期間で、合併特例債のソフト分を原資として、「合併地域振興基金」を3年間で約13億2,000万円を積み立てるものです。この基金は、償還の翌年度から取り崩すことが可能で、地域振興の強化といった合併関連のソフト事業に充当できます。また、合併特例債を原資として発行することにより、元利償還の70%が基準財政需要額に算入されることから、その交付税算入の効果が期待されます。

また、合併特例期間の終了により地方交付税が減額する影響を出来る限り緩和させること、及び、公共施設の老朽化の対策として、計画的な改築・修繕等の経費に備えることの2点を目的として、H25年度から「公共施設維持補修基金」を創設しました。予定では、電源立地交付金を原資とし、同額の一般財源を加えて、毎年1億2,600万円程度で、4年間で約5億1,200万円を積み立て、交付税の段階的縮減に合わせて、歳出削減の激変緩和となるよう、この基金を財源調整に充てるものです。

併せて、学校耐震化の一環として、桜井中学校を統合校として整備する建設事業に備えて、H23年度から「学校建設基金」を創設し、H26年度までに6億円積立てる予定としております。この基金は、桜井中学校建設事業の進捗に合わせて、その事業費に充てるものですが、この建設事業の実施が交付税の段階的縮減の期間と重なることから、財源調整基金の一つとして、安定的な財政運営に寄与するものです。

図 基金積立による歳出激変緩和措置のイメージ



2-4 市債借入残高の推移

市が行う借金を「市債」といいます。市債には、大きく分けて、通常の建設事業等に伴う「社会資本整備債」と、地方交付税の不足分を補てんするための「臨時財政対策債」があります。

「社会資本整備債」は、施設(道路、学校、公園等)整備を行う場合など、一時に多額の資金を必要とする場合の借入で、対象施設の耐用年数に応じて分割返済していきます。整備された施設は、将来の市民にも使われることから、世代間の税負担を公平にしていこうという考え方によるものです。

「臨時財政対策債」は、本来、国から自治体へ地方交付税として配分されるべきものが、国の財源不足により配分できない分を地方自治体が借入して資金不足を補うものです。ただ、返済額は、翌年度以降、国が地方交付税に上乗せして補てんする仕組みとなっています。

本市の市債残高の推移を見ると、H22年度までは、総額で大きな変化はありませんが、H23年度から、残高が増加しております。

その理由は、歳出の推移で見たように、大型建設事業の整備により社会資本整備分も額として増加しておりますが、発行残高のシェア(割合)としてはそれほど伸びておらず、微増であります。

主な原因は、臨時財政対策債の発行によるもので、H18年度とH25年度で比べると、概ね、倍増しています。(15.9%→29.4%)

図 市債発行残高(一般会計)の推移

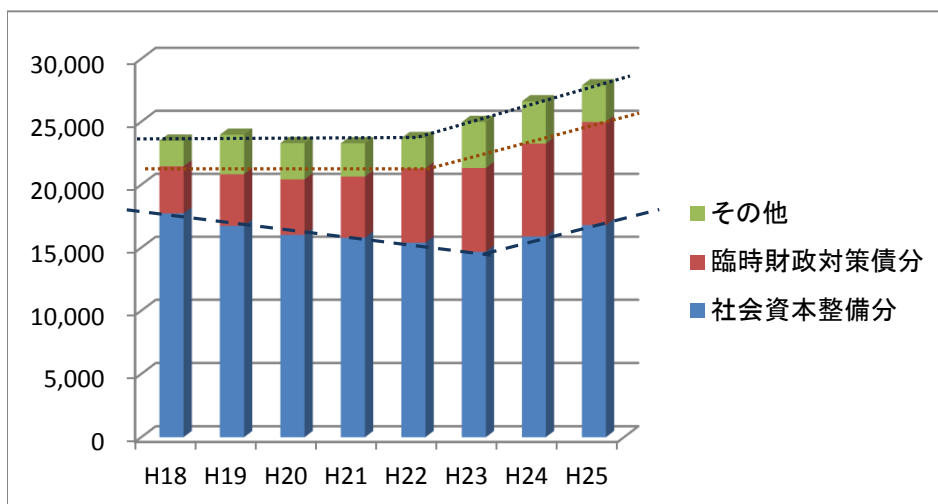
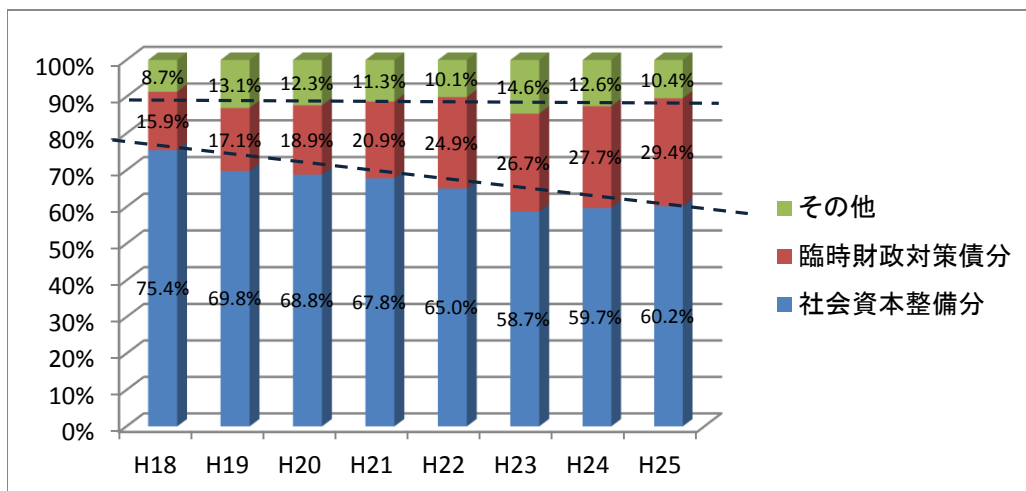


図 市債発行残高(一般会計)の割合の推移



2-5 実質公債費比率の推移

実質公債費比率とは、財政健全化法に規定されている地方自治体の財政状況を示す4つの指標のうちの一つで、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（収入に対する実質的な借金返済の割合）です。

算定された比率は、監査委員の監査を受け、議会に報告したうえで、市民の皆さんに公表することになっており、地方自治体の財政状況を分析するうえで大切な指標の1つとなっています。

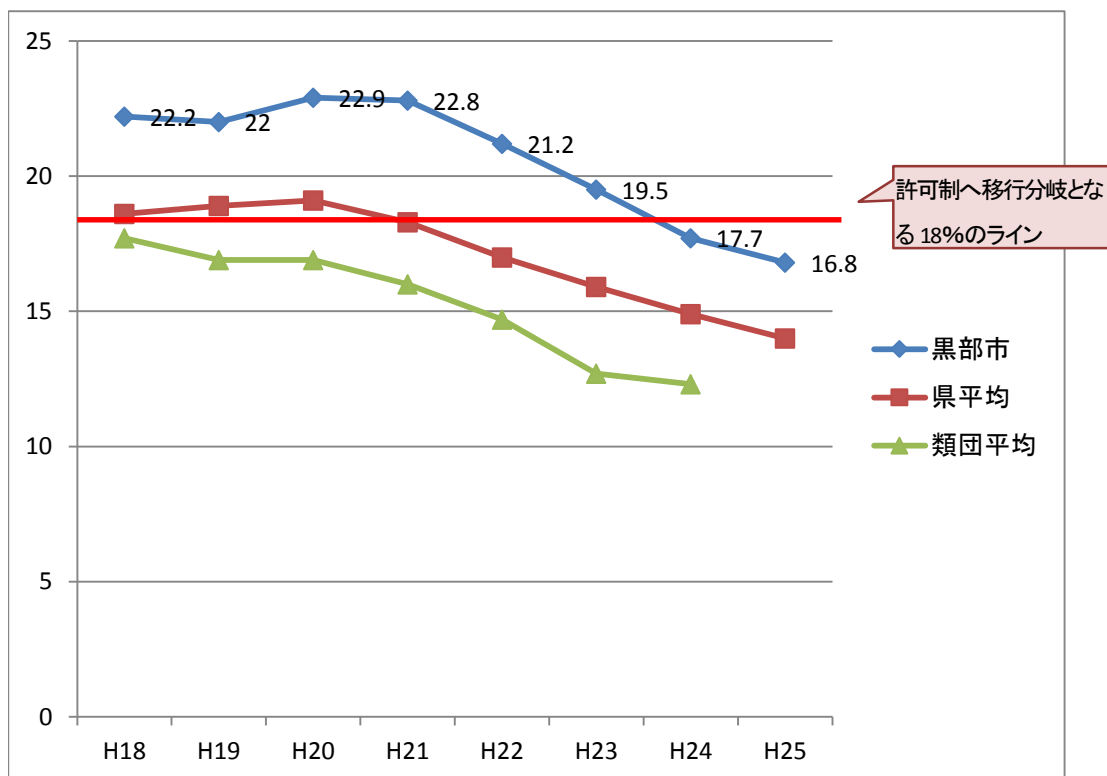
実質公債費比率が18%以上になると市債の発行に国の許可が必要になり、25%以上になると一部の市債の発行が制限されます。

本市の実質公債費比率は平成25年度決算ベースで16.8%であり、平成20年度にピークを迎えた後、徐々に低減していますが、依然として高い水準にあります。

表 実質公債費比率の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
黒部市	22.2	22	22.9	22.8	21.2	19.5	17.7	16.8
県平均	18.6	18.9	19.1	18.3	17	15.9	14.9	14
類団平均	17.7	16.9	16.9	16	14.7	12.7	12.3	

図 実質公債費比率の推移と他団体との比較



第3 今後の財政見通し

3-1 財政見通しの作成について

この財政見通しは、財政運営指針の計画期間である平成27年度から平成31年度までの5年間について、歳入・歳出の各項目ごとに現況及び過去の実績、経済情勢、人口の推移等を勘案しながら推計し、一般会計の一般財源ベースで作成したものです。

作成にあたっては、長期的視点に立った健全な財政運営を堅持することを基本に、過去の決算額の推移を参考にし、地方交付税の合併算定替の終了に伴う段階的減額の影響を加味しています。また、我が国の人口減少社会の本格的な到来を受け、老年人口の増加と生産年齢人口の減少といった人口構造の変化を考慮しながら推計しています。

予算編成においては、この財政見通しを指針として、単年度ごとに堅実な財政運営を基調とした予算調整（財政調整基金の活用等）を図ることになります。

主な推計内容は、以下のとおりです。

1 歳入

- (1) 税 収 現行制度を基本に、過去の実績の推移と今後の経済見通しを踏まえ、生産年齢人口の縮減を勘案して推計。
- (2) 譲与税・交付税等
 - ① 譲与税等 現行制度を基本に、社会保障・税一体改革の動向を見込んで推計。
 - ② 普通交付税 現行制度を基本に、今後の税収見込み等を勘案して推計。合併算定替の終了に伴う影響を推計に含めている。
 - ③ 特別交付税 制度改正による交付割合の段階的縮減を見込んで推計。
- (3) そ の 他 現行制度を基本に、過去の実績の推移を踏まえて推計。

2 歳出

- (1) 人 件 費 平成32年度の職員数を353人として、年次的削減を見込んで推計。
- (2) 扶 助 費 現行制度を基本とし、過去の実績の推移を踏まえるとともに、高齢者人口の伸び等を勘案して推計。
- (3) 公 債 費 過去に借入済みの地方債に係る償還予定額に、今後の借入額を総合振興計画後期基本計画の範囲内とし、これに係る償還額を加えて推計。
- (4) 経 常 経 費 過去の実績の推移を踏まえ、一部事務組合負担金は今後の事業実施に伴う変化を推計し、その他見込まれる特殊要因を加味して推計。
- (5) 繰 出 金 等 過去の実績の推移を踏まえ、今後の事業実施の変化を見込んで推計。
- (6) 投資的経費 普通建設事業及び災害復旧事業について、個別の事業に係る経費を積み上げて推計したものではなく、堅実な財政運営を行ううえで投入可能な一般財源の枠を示すもの

3-2 財政見通し（一般財源ベース）

平成26年10月作成

[単位：百万円]

区分	25決算	26年度当初	26年度見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
税 収	7,536	7,624	7,890	7,590	7,547	7,512	7,263	7,220	
譲与税・交付税等	4,926	4,790	4,796	4,691	4,692	4,630	4,726	4,665	
譲与税等	741	739	739	905	1,052	1,089	1,086	1,084	
普通交付税	3,358	3,461	3,467	3,126	3,050	3,051	3,150	3,091	
特別交付税	827	590	590	660	590	490	490	490	
そ の 他	2,621	1,733	1,858	1,445	1,375	1,375	1,426	1,452	
繰越金	458	300	425	300	300	300	300	300	
臨時財政対策債	1,102	1,000	1,000	1,000	900	900	900	900	
財政調整基金	180	420	420						
その他	881	13	13	145	175	175	226	252	合併基金繰入、施設補修基金繰入等
歳入合計	15,083	14,147	14,544	13,726	13,614	13,517	13,415	13,337	

<歳出>

区分	25決算	26年度当初	26年度見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
義務的経費	5,661	6,186	6,194	5,921	5,763	5,759	5,688	5,862	
人件費	2,333	2,685	2,685	2,562	2,483	2,392	2,306	2,282	
扶助費	917	977	985	953	948	943	938	933	
公債費	2,411	2,524	2,524	2,406	2,332	2,424	2,444	2,647	
經常経費	7,512	6,881	6,973	6,911	7,095	6,936	6,969	6,945	
物件費	1,849	1,892	1,929	1,939	1,947	1,977	1,990	1,965	
維持補修費	296	182	182	193	204	215	225	237	
補助費等	2,762	2,034	2,084	1,962	1,984	1,936	1,964	1,956	
繰出金	2,605	2,773	2,778	2,817	2,980	2,808	2,790	2,787	
投資的経費	1,049	1,080	1,111	894	756	822	758	530	
債務負担費	170	185	185	171	168	165	160	135	
純粋投資的経費	879	895	926	723	588	657	598	395	充当可能一般財源
歳出合計	14,222	14,147	14,278	13,726	13,614	13,517	13,415	13,337	

[参考] 年度末現在高

[単位：百万円]

区分	25決算	26年度当初	26年度見込	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	備考
財政調整基金	1,930								
起債（一般会計）	27,890		30,332	31,887	32,314	32,591	32,849	32,914	
実質公債費比率(%)	17.7		16.8	16.2	15.4	14.9	13.8	13.3	

第4 財政運営指針とその取組

4-1 指針の3つの柱

将来にわたって持続可能な規律ある財政運営を確保し、実効性のある計画とするため、本指針では次の3つの視点に基づき、取組目標を掲げ、取組項目を設定します。



4-2 各取組事項

(1) 財政の弾力性を高める財政構造見直し

財政構造が硬直化しつつある中、歳入増に向けた取組みを進めるほか、国等の動向に十分留意し、正確に財源を見込んだうえで身の丈に合った歳出規模とする必要がある。人件費を含めたトータルコストの概念により行政サービスを点検・検証し、スクラップ&ビルドを基本とした既存事業の廃止、見直し等を図り、歳出全般にわたって更なる節減合理化に努めなければならない。

【歳出削減】

①定員管理の適正化による人件費の抑制

職員数は類似団体と比較すると依然として多い状況にあるため、短期的には今後策定予定の第3次定員適正化計画に定める職員数と事務量のバランスに配慮し、事務事業の簡素化・効率化に取り組みながら職員数の削減を計画的に行う。また、分庁舎から総合庁舎への移行を機に、スリムな組織体制に再編することで効果的な人員配置を進め、更なる定員の適正化を図り、人件費を抑制する。

②特別会計・企業会計への繰出金の抑制

特別会計、特に公営企業会計の運営は、「特定収入による事業の実施」の原則を踏まえ、国が示す繰出基準に基づく運営が可能となるような経営基盤の強化に努める。さらに、上下水道会計においては、本来の独立採算の原則を基本として、料金改定に取り組み、「⑤受益者負担の適正化」の観点から一般会計からの基準外繰出を極力抑制し、繰出金の適正化に努める。

③公共施設運営の効率化

稼働状況、管理運営コストを公表し、利用方法、利用時間の弾力的な運営や維持管理費、受益者負担の適正化を検討しながら利便性の向上や管理運営の効率化を図る。施設の目的や性質に応じた最適な運営形態を検証し、維持管理に係る事務を総合的に処理できる横断的な組織・体制を整備し、契約仕様等の標準化や業務の包括的管理委託、業種別一括発注等の新たな契約手法を導入する。

【歳入増加】

④市税等徴収金の収納率の向上

市税や使用料等の収納対策に関するノウハウの組織横断的共有を図り、収納率の向上に努める。口座振替の奨励やコンビニエンスストア収納などにより、納付の利便性を高め、滞納額発生を縮減する。歳入確保のほか、負担の公平性の観点からも、厳正な滞納処分の執行（財産調査、差押え、インターネット活用を含めた公売等）に毅然とした態度で臨み、滞納額を圧縮する。

⑤受益者負担の適正化

サービスを受ける市民と受けない市民の公平性を確保するため、特定の行政サービスの受益者が負担する使用料、手数料及び負担金等については、算定基準、負担割合、減免制度を検証し、定期的に見直すことで、市税負担と受益者負担との均衡をさらに図る。現在は無料で提供しているサービスについて、その性質やコスト、他市等の状況を勘案して、新たな負担を求める。

⑥未利用財産の利活用

利用計画がない普通財産や公共施設の再編により生み出された旧施設の跡地などの資産については、売却処分を基本とし、新たな歳入の確保に努めることで、既存施設の更新財源の拡充や幅広い市民サービスの充実等を図る。貸付する場合には、「⑤受益者負担の適正化」に取り組み、既に減免しているものについても、貸付先の支払能力なども勘案しながら減免を廃止あるいは縮減する。

(2) 将来負担を見据えた財政基盤強化

大規模な財政支出や急激な税収の落ち込み等の将来のリスクへの備えとして、財政調整基金をはじめとする各種基金の強化、効果的な活用を図る。また、将来世代への負担を軽減するため、市債の活用は交付税措置のあるものに限定するとともに、既往債の繰上償還や高利債の借換の実施により実質的な長期債務残高の増加を抑制し、財政基盤の強化に努めなければならない。

【基金強化による財源涵養】

⑦施設維持補修基金、合併振興基金の活用

合併特例期間終了により地方交付税が段階的に減額する影響をできる限り緩和させるため、中・長期的視野に立った特定目的基金の計画的な繰入を行い、基金の持つ財源の年度間調整機能を有効に活用する。施設維持補修基金は、公共施設の耐震化や老朽化に伴う更新等を進めるための財政負担に備える。また、合併振興基金を活用して、引き続き地域振興策の財源確保を図る。

⑧財政調整基金残高の確保

財政調整基金は、法定積立（決算剰余金の1/2以上）を行いながら、当初予算には必要額を計上するものの、最終的には年度末の決算見込みにより取崩しを止めるなど、毎年度の恒常的な取崩しを抑制する。また、「⑨交付税措置のある市債の活用」の一方で、中長期的な公債費負担の平準化を図るため、減債基金の運用ルールを明確にし、第二の財政調整基金としての位置づけにより、類似団体における合計残高を目標に基金ストックの充実を図る。

【優良市債の選択】

⑨交付税措置のある市債の活用（起債の質的改善）

市債の借入にあたっては、交付税措置のある市債を最大限活用し、財政制度上、最も有利な財源構造となるよう努める。特に通常債と比べ、手厚い財政措置がとられる補正予算債等の積極的な活用を図る。一方、単独事業等に充当される交付税措置のない市債については、基金や剰余金の活用を図りながら、予算編成及び執行段階において借入額を抑制する。

⑩高利債の借換、繰上償還の実施

既に発行している市債については、支払利息を含めた総支払額を抑制するため、償還にかかる金利負担の軽減策等を引き続き講じる。現行の金利水準とかけ離れた過去の高利債の償還残金についても低利資金へ借換を行う。さらに、決算剰余金が発生した場合は、繰上償還の実施により、将来的な利子負担の軽減を図る。

(3) 財務マネジメントの強化

大規模な公共施設整備事業は、その財源として多額の市債借入を伴うことから、維持管理経費を含めた後年度の財政負担が大きく、事業実施による一定の財政リスクが存在する。従って、将来の財政運営に影響を与える恐れのある大規模な事業を計画する際は、事業実施の妥当性を検証するとともに、財政リスクを十分に見極めたうえで慎重かつ計画的な事業執行に努めなければならない。

【大型事業の平準化】

①計画的な施設整備事業の実施＝総合振興計画の対象事業の選定

総合振興計画、財政見直し（予算編成）、行政改革、それぞれの実施プロセスを連動させ、総合的な視点からの行政経営システムとして更なる融合を図る。財政フレームと連動した施策の具体的な内容や実施時期を明確にすることで、中期視点からの施策の取捨選択を可能とし、単年度予算に連続性を付与するとともに、新規施策導入に伴う後年度の財政負担を事前評価する。

②起債シーリング枠の設定（起債の量的改善）

これまで財政健全化プランに基づき、新規発行額（臨時財政対策債等、国の政策による資金手当債を除く。）を毎年度 15 億円程度に抑制し、起債残高の縮減を進めてきたが、依然として 161 億円（平成 25 年度末）と高い水準にある。今後も新規発行を毎年度の元金償還額以内とすることで、プライマリーバランス（市債を除いた収入と元金払いを除いた支出の差）の均衡を堅持する。

【公共施設マネジメントの推進】

③公共施設の再編（配置見直し）の推進

公共施設（ハコモノ・インフラ）の長寿命化を図り、将来の財政リスク低減に努める。ハコモノについては、全ての施設を対象として将来にわたる財政状況、市民ニーズ等を見据えて市域全体の最適化を図る新たなマネジメントを導入し、それぞれの時代に適合した統廃合・用途転換などの利活用方針を定める。保有の必要性が薄れたものについては、「⑥未利用財産の利活用」に取り組む。

④保全計画の策定による長寿命化の推進

今後も活用していく施設については、中長期保全計画を策定し、優先順位の明確化と着実な計画保全の実施により耐用年数をできる限り延伸し、更新時期を分散化することで長期的な財政負担の軽減や平準化を図るとともに、安全で快適に利用できる施設サービスの提供を目指す。中長期保全計画は、「①計画的な施設整備事業の実施」により優先的、継続的な予算確保に努める。